

日本社会福祉マネジメント学会則

施行 2018 年 7 月 15 日

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、日本社会福祉マネジメント学会（The Japanese Association of Social Welfare Management）と称し、事務局を東京都墨田区錦糸1丁目2番1号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第2条 本会は、福祉施設経営及び運営の質、専門性の向上についての研究成果の公表、社会福祉マネジメントに関わる知識の習得および交換、内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、福祉施設全体の質を高めることを目指す。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学会大会、学術研究シンポジウム等の開催
- ② 専門性の向上を図るための研修等の開催
- ③ 学会誌その他刊行物の発行
- ④ 研究の奨励および研究業績の表彰
- ⑤ 関連学術団体との連絡及び協力
- ⑥ 国際的な研究協力の推進
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国および諸外国において行うものとする。

(支 部)

第4条 本会は、必要な地域や団体に、役員会の議を経て支部を置くことができる。

第3章 会員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ① 個人会員：社会福祉マネジメントあるいは関連する研究に係る学識と経験を有する者で、本学会の目的に賛同する個人。
- ② 施設会員（団体会員）：本学会の目的に賛同し、活動を推進する施設（団体）。
- ③ スポンサー企業：本学会の目的や活動に賛同し、その活動を支援する企業（団体）。

2 学会の運営は、役員と個人会員、施設会員によって行われる。

(会 費)

第6条 会員は、入会金および会費を負担する義務を負うものとする。

2 本会は、役員会の定めるところにより、特定の活動の経費に充当するための特別会費等を徴収することができる。

尚、消費税法基本通達5-5-3注3により、消費税の控除対象にはならない。

(入 退 会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、役員会の承認を受ける。会員は、前条に定める会費を納入しなければならない。退会しようとするものは、退会届を提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員資格の喪失は、次による。

- ・退会の申し出
- ・会費の未納
- ・死亡、失踪宣告ならびに団体会員の解散
- ・著しく本会の名誉を傷つけた者は、役員会で審議のうえ除名することができる。

第4章 役員および会務の運営

(役 員)

第9条 本会には、次の役員をおき、会長は役員会を構成し、会務の執行に責任を持つ。

会長 役員のうち1名を会長とする。

役員 役員は会長を含む5名で構成する。

(役員を選任)

第10条 役員は、一般社団法人日本事業所内保育団体連合会が指名するものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(会務の運営)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括する。役員は、いずれかの委員会に属し会務を運営する。

第5章 総会

(総会の招集)

第13条 会員の5分の1以上、または役員の2分の1以上の要請があった場合、会長は総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の進行)

第15条 総会の議長は会長があたる。会長がやむを得ず総会に出席できない場合には、役員の中から互選で選任した者が会長に代わる。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第17条 総会を開催した際は議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名以上の署名・捺印の上、これを保存する。

第6章 役員会及び委員会

(役員会)

第18条 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催し、本会の重要事項を議決する。

(委員会)

第19条 常置委員会として、学術（査読）、大会企画運営、編集、事業の各委員会をおく。なお、各委員会は必要に応じて会員のなかから若干名を指名し、役員会の承認を得て委員とすることができる。また、必要に応じて、役員会の承認を得て特別委員会及び幹事を設けることができる。

- ・学術委員会：投稿論文の査読、奨励賞等の選出
- ・大会企画運営委員会：学会大会のテーマ決定、シンポジウムの企画・運営
- ・編集委員会：学会誌『社会福祉マネジメント研究』の編集・制作・発行、ホームページ・ニュースレターの制作等
- ・事業委員会：研修事業等の企画・運営

第7章 補則

(設 立)

第20条 本会の設立年月日は2018年7月15日とし、本会則は同日より施行する。

(会則の改定)

第21条 会則の改定は、役員会の議を経て、総会において決定し、その日から施行する。

2 本会の事業に必要な規則・規定・内規の制定・改定は、役員会で審議し、その議決をもって定める。

附則 1. この会則は、2018年7月15日から施行する。